

○課徴金額の計算式について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は
(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)
－ (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の7月8日の日本プラス(株)の株価の終値は、
718円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

(718円 × 7,000株)
－ 買付価額 (600円 × 7,000株) = 82万6000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、82万円

課徴金納付命令対象者②

(718円 × 5,000株)
－ 買付価額 312万1000円 (注) = 46万9000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、46万円

(注) 買付価額は、
$$\left. \begin{array}{l} 638 \text{円} \times 2,000 \text{株} \\ 617 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 618 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 610 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\} \text{の合計額である。}$$